

申19号

「扶養手当の増額を求める申し入れ」に基づき 子ども手当は、満額回答を引き出す！

	賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額(社員に配偶者がいない場合)	賃金規程第40条第1項第3号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第6号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第7号に定める扶養手当の支給月額
	第一子	欠配一子	第二子以降	身しょう者の子	身しょう者の親族
現在	3,500	12,500	3,500	5,000	3,500
妥結額	10,000	20,000	10,000	12,000	10,000

※配偶者手当については現行16,000円から10,000円に減額。

配偶者手当減額のため、以下の特例措置を勝ち取る！

- 平成29年9月時点で、配偶者のみ扶養手当を受けている社員は、平成29年10月以降も継続して16,000円を支給。
- 配偶者+子の合計が5人以上いる主務職・T等級における手当間のバランスをとるための調整措置を勝ち取る。

◆実施期日 平成29年10月1日

扶養手当に関する
確認メモを締結する！

- ☆扶養手当の見直しは、申19号「扶養手当の増額を求める申し入れ」の内容を踏まえて回答したことを確認
- ☆扶養手当の見直しによって、手当の低下が明らかな社員に対しては経過措置を設けることを確認。また、生涯賃金ベースでは、いくつかの課題があることを認識する
- ☆扶養手当見直しに伴い、主務職以上に対する管理手当等の考え方は変えない
- ☆今回の扶養手当の見直しは子供手当に特化したため、今後、介護に関する手当などについても議論する